

犬猫の繁殖防止のための「不妊去勢手術助成金制度」の創設を求める請願書

須賀川市議会 議長 佐藤 瞭二 様

2025 年 9 月 8 日

請願者 長沢 由美子



請願者 あさかわペットサポート

代表 上野 邦



紹介議員

堂脇 明奈

〔請願の趣旨〕

都会からのアクセスの良さと豊かな自然に恵まれた須賀川市は、今後ますますの発展が期待されています。一方で、野良猫や地域猫の増加、多頭飼育の相談が増えています。

飼い犬猫や飼い主のいない犬猫が増えることは環境衛生問題としても、動物愛護の観点からも、さらに、住民が安全に動物と共生するためにも問題であり、適正な不妊去勢手術を施すことが必要です。しかし、現状では手術費用が高額なため、なかなか進んでおりません。

環境省統計資料によりますと、2023 年度全国犬猫処分数は 9017 頭となっています。中でも福島県はワースト 1 となっており、対策が求められます。(資料参照)

先月には熊本市の民家で 100 匹以上の猫の亡骸が見つかる事件があり、浅川町においても多頭飼育の相談が毎年あります。須賀川市の方からも野良猫の相談や多頭飼育猫の相談が寄せられています。これらの相談にはお金も時間も手間もかかることから、全部の相談には対応できていません。

矢吹町、浅川町、郡山市、福島市などの自治体では、飼い犬猫や飼い主のいない犬猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境を守るため、手術助成金制度ができております。それらの自治体では制度の利用が進み、住民から高い評価を得ています。(福島市、矢吹町の助成金制度参照)

ぜひ、須賀川市の生活環境整備と、人と動物の共生する社会をつくるために、飼い犬猫や飼い主のいない犬猫の去勢不妊手術助成金制度の創設を請願致します。

〔請願事項〕

犬猫の去勢不妊手術助成金制度を創設すること

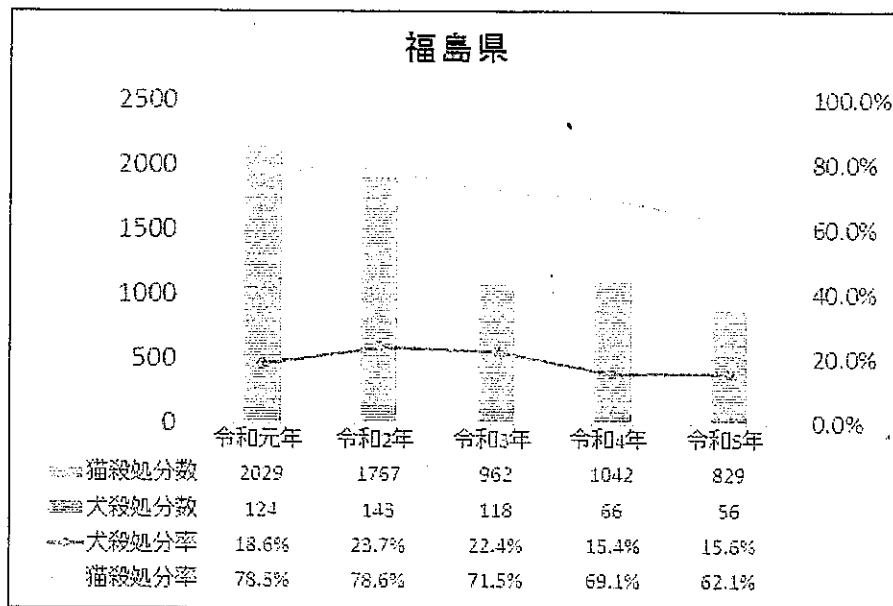


令和5年（2023年）犬猫の殺処分率を都道府県別にまとめグラフ化

犬・猫全体の殺処分率 都道府県ワースト10

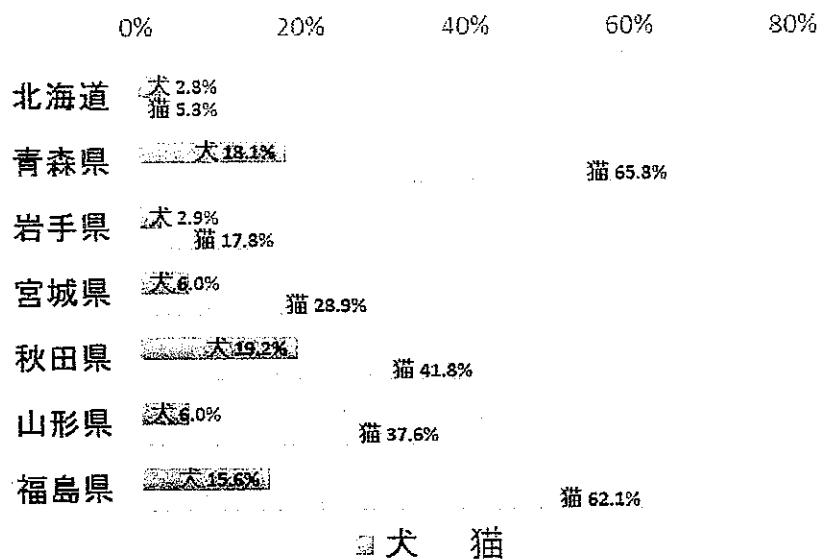
※ () カッコ書きの数字は、殺処分数

自治体名	犬猫全体	犬	猫
1 福島県	52.2% (885)	15.6% (56)	62.1% (829)
2 青森県	46.0% (311)	18.1% (51)	65.8% (260)
3 高知県	44.6% (237)	3.1% (9)	93.4% (228)
4 兵庫県	44.2% (532)	35.5% (60)	45.6% (472)
5 大分県	42.2% (481)	14.1% (56)	57.2% (425)
6 滋賀県	42.2% (231)	24.0% (43)	50.9% (188)
7 長崎県	42.1% (380)	37.0% (250)	57.3% (130)
8 京都府	41.0% (236)	27.3% (27)	43.9% (209)
9 秋田県	39.1% (240)	19.2% (14)	41.8% (226)
10 徳島県	38.8% (296)	38.4% (256)	41.7% (40)



都道府県別の犬・猫の殺処分率をグラフで

令和5年度 都道府県別 殺処分率【北海道・東北】



環境省統計資料より

令和7年度 矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付事業について

飼い犬または飼い猫における不妊・去勢手術費用の一部を助成します！！

矢吹町では、飼育される見込みのない犬・猫を増やさないために、手術をする犬・猫の不妊去勢手術費用の一部を助成します。



1. 助成対象者

- ・矢吹町に住所を有する方であり、獣医師により不妊去勢手術が可能であると判断された犬または猫（いずれも所在地が矢吹町の区域内であり、か日を経過したものに限る。）の飼い主であること。
- ・診療施設の開設届をしている動物病院において、不妊去勢手術を受けたこと。
- ・矢吹町税等の納付を滞納していない世帯の方であること。
- ・飼い犬にあっては、矢吹町の登録を受け、かつ、直近の年度の狂犬病予防注射を受けていること。（矢吹町に届出をしているものに限る。）

2. 助成額

犬	→	オスの去勢手術 2,000円	メスの不妊手術 5,000円
猫	→	オスの去勢手術 2,000円	メスの不妊手術 5,000円

3. 申請等の流れ

- ・飼い犬・飼い猫の不妊または去勢手術を受診。
※この際、手術実施獣医師より、『飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書』を発行していただいて下さい。
↓
- ・『矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付申請書』
及び獣医師より発行された『飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書』を町に提出。
※『町税等納入状況確認同意書』の太枠内をご記入の上添付
↓
- ・助成金交付決定通知書を受け取る。
↓
- ・『矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付請求書』を町に提出。
↓
- ・助成金を指定口座で受け取る。

※ご提出いただく様式等については平成31年4月1日より変更となりましたので、ご注意ください。

4. その他

- ・同一個体の生涯につき1回の助成金の交付となります。

・平成31年4月1日以降に不妊去勢手術を受けた飼い犬又は飼い猫が対象となります。

申請・交付の受付期間

■受付期間 : 令和7年4月1日(月)から令和8年3月31日(月)までの間

※ ただし、申請額が予算額に達した場合、受付は終了いたします。

■受付場所 : まちづくり推進課 環境衛生係(役場本庁舎1階)

■提出書類 : (1)申請時 → ・矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付申請書(様式第1号)
・矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書(様式第1号の2)
・町税等納入状況確認同意書
(2)請求時 → ・矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付請求書(様式第4号)

申請・交付の受付期間

様式第1号(交付申請書) WORD形式/52.5KB

様式第1号(交付申請書) PDF形式/59.6KB

様式第1号の2(手術実施証明書) WORD形式/20.31KB

様式第1号の2(手術実施証明書) PDF形式/62.02KB

様式第4号(交付金請求書) WORD形式/17.33KB

様式第4号(交付金請求書) PDF形式/78.38KB

町税等納入状況確認同意書 EXCEL形式/18.96KB

町税等納入状況確認同意書 PDF形式/117.71KB

助成金交付事業実施要綱PDF PDF形式/511.89KB



PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Acrobat Readerが必要です。

お持ちでない方は、左のボタンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロード(無料)してください。

問い合わせ先

このページに関するお問い合わせは まちづくり推進課 環境衛生係 です。

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木101

電話番号: 0248-42-2112

お問い合わせフォームはこちら

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用を補助します

更新日：2025年07月01日 ページID：791

福島市では、飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境を守るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施する団体に対して、その手術費用の一部を補助する事業を行っています。

補助制度については以下のとおりです。

助成対象者

市内在住の代表者を含む2世帯以上の団体で、事前に団体登録をしていただき、市内の飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施し、その後の猫の維持管理（給餌、給水、排泄物の処理、周辺の清掃等）を近隣住民に迷惑をかけずに行える方が対象となります。

詳細は下記「ご利用の手引き」をご覧ください。

助成金の額

1. 不妊手術（めす）1匹につき8,000円まで
2. 去勢手術（おす）1匹につき4,000円まで

（注意）手術費用が上記の金額に満たない場合は、手術費用を上限として助成金を交付します。

受付期間・受付場所

1. 助成金の受付期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
（注意）ただし、助成額が予算の上限額に達した時点で助成終了となります。
2. 受付場所：保健所衛生課動物愛護係

ご利用の手引き

詳しくは下記「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付事業の主な流れ」をご覧ください。

団体の登録申請後、該当する猫1匹の手術ごとに補助金交付申請を行います。

[飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付事業の主な流れ \(PDFファイル: 194.3KB\)](#)

[団体登録申請書類 \(Wordファイル: 27.2KB\)](#)

[団体登録申請書類 \(PDFファイル: 272.1KB\)](#)

[団体登録申請書類【記載例】 \(PDFファイル: 816.6KB\)](#)

[補助金交付申請書類 \(Wordファイル: 24.3KB\)](#)

[補助金交付申請書類【記載例】 \(PDFファイル: 636.3KB\)](#)

飼い主のいない猫捕獲器の貸出について

福島市では、市内の飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を円滑に実施してもらうために、猫捕獲器を貸出しています。

1. 貸出申込方法

保健所衛生課の窓口にて貸出申込を受付けています。数に限りがありますので、貸出を希望される場合は事前にご相談ください。申込多数の場合は先着予約制となります。なお、受付時には身分証明書（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。

2. 期間及び回数等

原則として2週間、無料で貸出します。（複数回の貸出も可能です。）

3. 破損、紛失等について

使用中の捕獲器の破損、紛失等については、借用者に弁償していただきます。使用中の故障、事故等についても、借用者の責任となりますので、ご了承ください。

4. 誓約事項

- ・ 飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術以外の目的に使用しないこと。
- ・ 捕獲器の設置に関しては、土地所有者の承諾を得ること。
- ・ 使用する際、猫を捕獲した後は、速やかに猫捕獲器を回収すること。
- ・ 第三者の迷惑となる方法で使用しないこと。
- ・ 使用した後は、洗浄し、返却すること。
- ・ 不妊去勢手術を実施したことがわかる動物病院等の領収書の写しを提出すること。

この記事に関するお問い合わせ先

健康福祉部 保健所 衛生課 動物愛護係
福島市森合町10番1号 保健福祉センター
電話番号：024-597-6409
ファックス：024-533-3315
[お問い合わせフォーム](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。